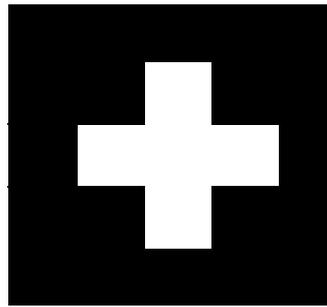
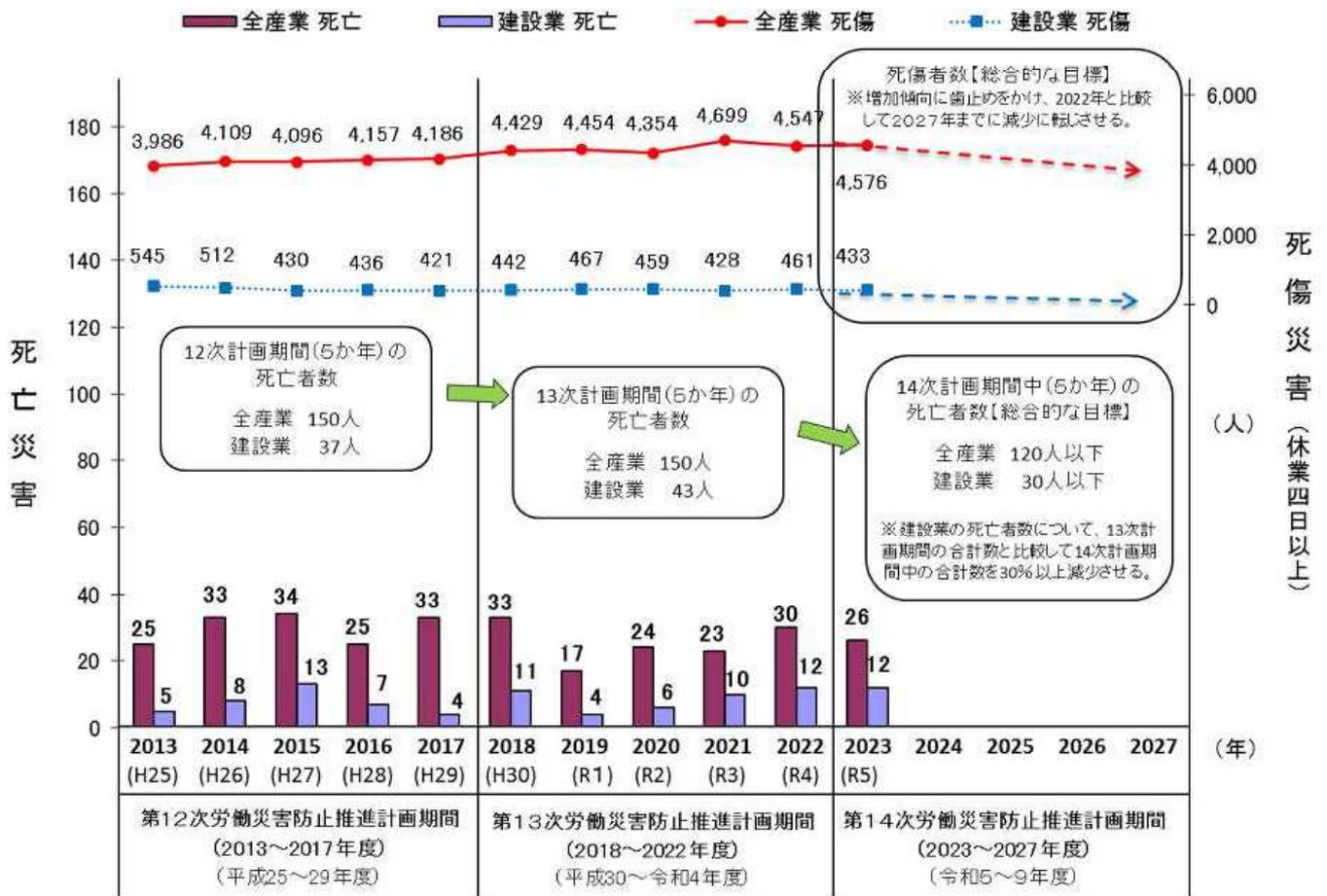


建設業労働災害の防止に向けて（令和6年）

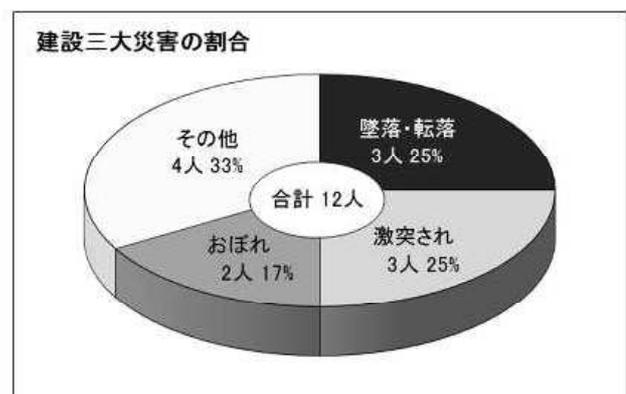
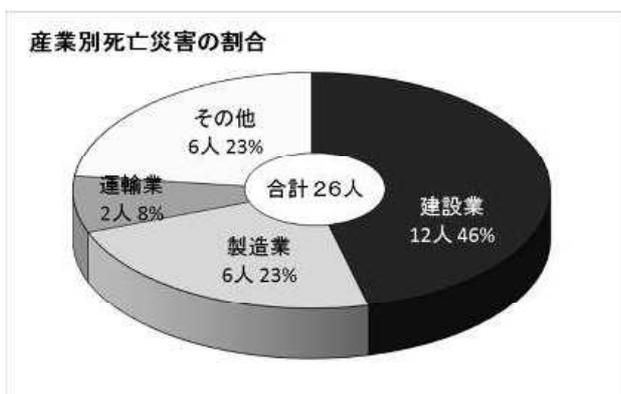


静岡労働局
労働基準監督署
建災防静岡県支部

県内建設業の労働災害の推移



令和5年の県内死亡災害の分析



令和5年建設業死亡災害発生状況

※ すべての災害に共通する「同種災害防止対策のポイント」：元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じて適切にリスクアセスメント等を実施し、施工計画、作業計画、作業手順等を定め、これらの計画等に基づき作業を行うこと。
 施工と安全衛生を一体とする「安全施工サイクル」を定着させ、「見える」安全衛生活動等も積極的に推進しましょう。

墜落・転落		
No.	工事の種類	死亡災害発生状況
1	機械器具設置工事業	倉庫の屋根上に設置された設備の交換作業において、積載型トラッククレーンの荷台からはしご（脚立を展開したものを）屋根上に向けて掛け、昇っていたところ、はしごが転位し、はしごとともに地上に墜落した。
2	橋梁建設工事業	橋梁建設工事作業中に、箱桁橋が地上に落下し、橋脚の上で作業していた者が箱桁橋の落下に巻き込まれ、約9mの高さから墜落した。

激突		
No.	工事の種類	死亡災害発生状況
1	電気通信工事業	小型移動式クレーンによる電柱の撤去作業中、後方アウトリガーを支点に車体が浮き上り、荷台部分に設けられたクレーン運転席でクレーンを運転していた被災者がクレーンで吊り上げていた電柱に激突された。
2	機械器具設置工事業	看板の撤去工事において、看板を玉掛けし、積載型トラッククレーンを使用して看板を吊り上げようとしたところ、看板が玉掛け用具から外れ、付近にいた被災者に激突した。激突により、被災者は後ろ向きに倒れ、頭部を強打した。
3	土地整理土木工事業	造成工事中、チェーンソーを用い、伐木作業を行っていたところ、伐倒木と共に倒れた他の木に挟まれた。

おぼれ		
No.	工事の種類	死亡災害発生状況
1	その他の土木工事業	法面補強工事において、海面から約20mの高さのところ、メインロープ1本を用いたロープ高所作業により、法面にラス網を設置する作業を行っていた被災者は、設置済のラス網の下方に、追加でラス網を設置すべく、膝上に残りのラス網を寄せ、U字シャックル等を用いて下降しながら作業を行っているときに、何らかの原因により海中に落下した。
2	上下水道工事業	マンホールから路上に汚水が溢れていたことから、作業員1名で深さ3.2mの下水マンホール内に立ち入って清掃作業を行っていた後、マンホール外に出ようとしたところ意識を失い、マンホール内に墜落し、溺れた。

飛来落下		
No.	工事の種類	死亡災害発生状況
1	河川土木工事業	河川復旧工事において、移動式クレーン仕様のドラグ・ショベルで敷板をつり上げていたところ、吊り具が敷板から外れて被災者に向かって倒れ、敷板の下敷きとなった。

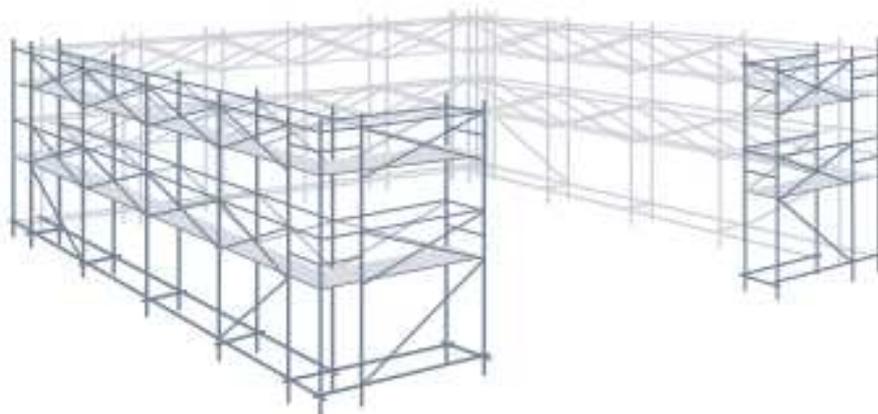
有害物との接触		
No.	工事の種類	死亡災害発生状況
1	機械器具設置工事業	火力発電所建設工事において、排煙ダクト内で被覆アーク溶接作業を行っていた被災者が一酸化炭素中毒となり、死亡した。なお、同じく溶接作業を行っていた1名と救助しようとした9名も一酸化炭素中毒となった。

交通事故（道路）		
No.	工事の種類	死亡災害発生状況
1	鉄骨・鉄筋コンクリート造工事 家屋建築工事業	走行中のトラックがトンネル側壁に接触したことにより、助手席に同乗していた被災者が頭部を強打した。

その他		
No.	工事の種類	死亡災害発生状況
1	道路建設工事業	草刈り作業中に、手指を蜂に刺され、アナフィラキシーショック補助治療薬を使用したのが、数日後に死亡した。

足場からの墜落防止措置が強化されます

● 改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

改正のあらまし

1 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



1

一側足場の使用範囲が明確化されます

安衛則第 561 条の 2 (新設)

R6.4.1
施行

令和 6 年 4 月 1 日以降、幅が 1 メートル以上の箇所[※]において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が 1 メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

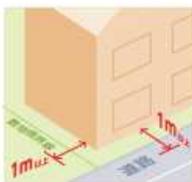
つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外壁を起点としたはり間方向の水平距離が 1 メートル以上ある箇所のこと。

●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

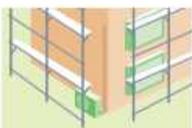
足場設置のため確保した幅が 1 メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。

なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が 1 メートル以上の箇所」を確保してください。

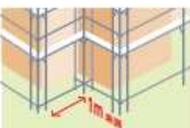


●「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

・足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



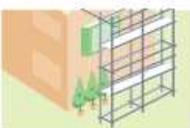
・建築物の外面の形状が複雑で、1 メートル未満ごとに直角部を設ける必要があるとき



・屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を 2 本設置することが困難なとき



・本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔[※]が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が 30 センチメートル以内とすることが望ましいです。

<留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を 1 本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

2

足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第 567 条、第 568 条、第 655 条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参加者」に必要な資格を有する者
- ・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3

足場の組立て等後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第 567 条、第 655 条

R5.10.1
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に 2 で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

<留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

リーフレットのデータは、以下に掲載しています。

厚生労働省ウェブサイト (<https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/content/contents/001611331.pdf>)